

第1章 総 則

第1条 透水性舗装の目的

透水性舗装は舗装体に雨水を通過させ、更に地中まで浸透させることにより、地中への還元、樹木等植物の育成環境の改善、歩行性の向上、排水施設等の軽減等を図ろうとするものである。

第2条 適 用 範 囲

本特記仕様書は、車道以外の歩道等の透水性舗装工事に適用する。
本特記仕様書に定めない事項については、静岡県土木工事共通仕様書（以下「仕様書」という）によるものとする。

第2章 材 料 仕 様

第3条 フィルター層用砂

フィルター層用砂は下記のとおりとする。

項 目	規 定
0.075mmふるい通過量	6%以下

第4条 路 盤 材 料

路盤材料は、クラッシャーラン砕石（呼び名 C-30）又は再生路盤材（呼び名 RC-40）を使用するものとする。

第5条 アスファルト混合物

(1) アスファルト

透水性アスファルト混合物のアスファルト規格は、改質Ⅰ型アスファルトを標準とする。

(2) 骨 材

粗骨材、細骨材、アスファルト舗装用フィラー（以下「石粉」という）等の品質は、「仕様書」による。

なお、剥離防止対策として石粉の一部を消石灰と置換えることが望ましい。

第6条 混合物の粒度及びアスファルト量

透水性アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量は下表に示す規格のものとする。

最大粒径 13 mm	
ふるい目 (mm)	通過重量百分率 (%)
19.0	100
13.2	95~100
4.75	20~36
2.36	12~25
300 μm	5~13
75 μm	3~6
アスファルト量	3.5~5.5%

第7条 温度管理

改質アスファルト I 型を使用する場合、材料製造者が提示する条件を参考に管理温度を設定する。ただし、アスファルトの加熱温度は、185℃を越えてはならない。

第8条 配合設計

透水性アスファルト混合物の配合設計は、下表に示す基準値に合格するよう行うものとする。試験方法はアスファルト舗装要綱による。

項目	基準値	備考
安定度 (kN) [kgf]	2.94[300]以上	①突固め回数は、表裏各50回とする。 ②透水係数は室内透水試験によるものとする。 ③密度試験はノギス法によるものとする。 ④空げき率は15%以上を目標値とする。
フロー値 (1/100cm)	20~40	
空げき率 (%)	12以上	
透水係数 (cm/Sec)	1.0×10^{-2} 以上	
密度 (g/cm ³)	1.900以上	

第3章 施工仕様

第9条 路床準備工

- ① 路床は粒度等の土質調査をおこない、十分な透水性をもつものであり、かつ路床面は所定の形状に仕上げなければならない。
- ② 従来路床土が設計上の想定路床土と相違するとき、または路床土の状態が点在して異なるときは、監督員と協議のうえ施工する。

第10条 フィルター層

- ① フィルター層は、路床土を損なわないように、また厚さが均等になるように材料を人力で敷き均し、小型ローラー、ソイルコンパクター等で転圧する。

第11条 路盤工

- ① 路盤材料は、材料の分離を起こさないように十分注意し、所定の厚さに人力で均一に敷き均し、小型ローラーで転圧する。

第12条 表層工

- ① 透水性アスファルト混合物は、一般のアスファルト混合物と比べて温度低下が速いので、敷き均し及び転圧は温度管理に十分注意しながら施工する。
- ② プライムコートは行わないものとする。従って、舗設前の路面清掃は丁寧に行う。
- ③ 舗設後は、第4章の管理項目である現場透水試験を実施する。

第4章 品質及び出来形管理

本工事の出来形及び品質の管理の頻度及び規格値は下表のとおりとする。

品質及び出来形管理

工 種		項 目	頻 度	標準的な 管理の限界
歩 道	路 床	—		
	フィルター層	厚 さ 粒 度 (0.075mmふるい)	随時 随時	6%以下
	表 層	透水性 (現場透水試験)	1000m ² ごとに 1回	300ml/15sec以上

表層及び路盤は「仕様書」による。

第5章 検 査

本工事の出来形及び品質の合格判定値は、「仕様書」によるものとする。

<参考資料>

1. 舗装標準断面

透水性舗装の舗装断面は下表によるものとする。

設計区分	舗装標準断面										
歩道部	<table border="1"><tr><td data-bbox="600 405 1007 454">表層 (透水性アスコン)</td></tr><tr><td data-bbox="600 454 1007 551">透水性路盤</td></tr><tr><td data-bbox="600 551 1007 647">フィルター層</td></tr></table>	表層 (透水性アスコン)	透水性路盤	フィルター層	<table><tr><td data-bbox="1062 405 1110 454">↕</td><td data-bbox="1126 405 1174 454">3 cm</td></tr><tr><td data-bbox="1062 454 1110 551">↕</td><td data-bbox="1126 454 1174 551">1 0 cm</td></tr><tr><td data-bbox="1062 551 1110 647">↕</td><td data-bbox="1126 551 1174 647">1 0 cm</td></tr></table>	↕	3 cm	↕	1 0 cm	↕	1 0 cm
表層 (透水性アスコン)											
透水性路盤											
フィルター層											
↕	3 cm										
↕	1 0 cm										
↕	1 0 cm										
歩道乗入れ部	<table border="1"><tr><td data-bbox="600 710 1007 759">表層 (透水性アスコン)</td></tr><tr><td data-bbox="600 759 1007 855">透水性路盤</td></tr><tr><td data-bbox="600 855 1007 952">フィルター層</td></tr></table>	表層 (透水性アスコン)	透水性路盤	フィルター層	<table><tr><td data-bbox="1062 710 1110 759">↕</td><td data-bbox="1126 710 1174 759">4 cm</td></tr><tr><td data-bbox="1062 759 1110 855">↕</td><td data-bbox="1126 759 1174 855">1 5 cm</td></tr><tr><td data-bbox="1062 855 1110 952">↕</td><td data-bbox="1126 855 1174 952">1 0 cm</td></tr></table>	↕	4 cm	↕	1 5 cm	↕	1 0 cm
表層 (透水性アスコン)											
透水性路盤											
フィルター層											
↕	4 cm										
↕	1 5 cm										
↕	1 0 cm										

2. 適用箇所

歩道部における透水性舗装は

- ①都市部の道路
- ②交通バリアフリー法による重点整備地区
- ③上記①、②以外において歩行者の交通量が多く、必要と認められる箇所については原則として施行する。

その他、沿道の土地利用状況から必要とされる箇所について積極的に採用する。